



令和4年上半期（1月～6月）に当署に寄せられた労働条件等の相談状況は以下のとおりです。前年と比べ21件減少しており、昨年、増加傾向が目立っていたパワハラ等ハラスメント関係も減少に転じています。一方、賃金不払い残業を含む賃金不払い関係が唯一増加しています。

賃金不払い残業の問題は、労働時間が適正に把握していないことが要因の一つであり、過重労働の原因にも繋がります。使用者には、労働時間を適正に把握する義務があり、厚生労働省では「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を示しています。（詳しくはHP又は監督署まで）

## 令和4年上半期（1月～6月）労働相談状況について（名瀬署管内）

主な相談内容等	年	令和3年	令和4年	対前年増減
総相談件数		243	222	- 21
労働契約（労働条件明示等）		18	4	- 14
解雇・退職		35	21	- 14
賃金不払い（賃金不払い残業含む）		14	26	+ 12
年次有給休暇		43	32	- 11
休業手当		6	3	- 3
パワハラ等ハラスメント		29	19	- 10

## ～令和4年上半期（1月～6月）名瀬労基署管内の労働災害の発生状況（速報値）～

令和4年上半期に発生した休業4日以上労働災害は前年の36人から大幅に増加し47人となっています。増加した最大の要因は、業務上として認定されたコロナウイルス感染者数が11人となったことです。（コロナウイルス感染者数を除くと36人で前年と比べて1人増加しています。）

特に増加が目立つ業種は、建設業（11人（うちコロナウイルス感染者0人）：前年比+5人）、保健衛生業（20人（うちコロナウイルス感染者10人）：前年比+16人）となっています。

また、被災労働者のうち高齢労働者の割合が増加しています。60歳以上が40.4%、50歳以上では59.5%も占めています。加齢による身体機能の低下などを原因とする墜落・転落災害および転倒災害が増加している状況です。

厚生労働省では「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を策定しています。働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。（詳しくはHP又は監督署まで）

※コロナウイルス感染者を含む主な業種ごとの人数は次のとおりです。（ ）は前年比

- ・建設業 11人（+5） ・保健衛生業 20人（+16） ・製造業 2人（-1）
- ・運輸交通業 0人（-4） ・貨物取扱業 2人（+2） ・商業 4人（-4）
- ・接客娯楽業 1人（±0） ・農林水産業 4人（-2）

「労基署だより」は、鹿児島労働局ホームページに掲載しています！